

関係各位

電子入札における入札取下げについて

電子入札（システム）で執行する案件における入札書提出後から開札までの期間の入札取下げについては、これまで明確に示しておりませんでした。

よって、今後その取り扱いについて検討してまいります。暫定的に下記のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせいたします。

不明な点等あれば、下記までお問合せください。

記

<適用開始>

平成 30 年 2 月 8 日以降に発注する案件から

<入札取下げを認める要件>

- 1) 本市の発注する工事であること。
- 2) 申請する工事の最初の開札日より前に主任（監理）技術者重複申請書（別紙 1）を提出すること。また、開札日より前で後から発注の工事を追加する等の正当な理由が認められる場合は、提出後の変更を認めるものとする。

以上の要件を全て満たしており、申請した工事において落札者及び落札候補者となった場合は、それ以降の入札において取下げを認め、開札時に「無効」として取扱うものとする。

※下記の理由以外で開札後に辞退する場合は、ペナルティーの対象となります。

- ・ 予定していた技術者が病気・死亡・退職の結果、他に代替できる技術者がいなくなった場合（証明する書類の提出がない場合は、認めません。）
- ・ 低入札調査実施において、繰り上がって落札候補者となった場合に、時間差により当初配置を予定していた技術者が他の工事に従事してしまい代替がきかない場合

（お問合せ先）

ひたちなか市 総務部 管財課 契約係
TEL 029-273-0111
FAX 029-276-5381
内線 1225, 1226, 1227

◆開札後の辞退が認められる取扱例

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
A工事 (一般競争)		申請期間				入札期間		開札①	
B工事 (一般競争)		申請期間				入札期間		開札②	
C工事 (一般競争)			申請期間			入札期間			開札
D工事 (指名競争)		指名通知			入札期間		開札		

上記の図において、

技術者が1名しかいないため、1件の工事しか受注できない場合

1. A工事、B工事及びC工事については、参加申請時に「主任（監理）技術者重複申請書（別紙1）」を提出すること。A工事の落札候補者となった場合には、B及びC工事については、開札時に「無効」として取り扱う。
2. 重複申請書提出後に、D工事の指名がなされた場合には、D工事を含めた申請書の変更を認め、D工事落札後には、A・B・C工事を開札時に「無効」として取り扱う。

◆正当な理由がない開札後の辞退は、「不正又は不誠実な行為」として、指名停止措置の対象となる。

「正当な理由」とは・・・

- ・ 予定していた技術者が病気・死亡・退職の結果、他に代替できる技術者がいなくなった場合
- ・ 次順位の者が繰り上がって落札候補者となった場合で、時間差により当初配置を予定していた技術者が他の工事に従事してしまい代替がきかない場合